

浜松市議会基本条例

逐条解説

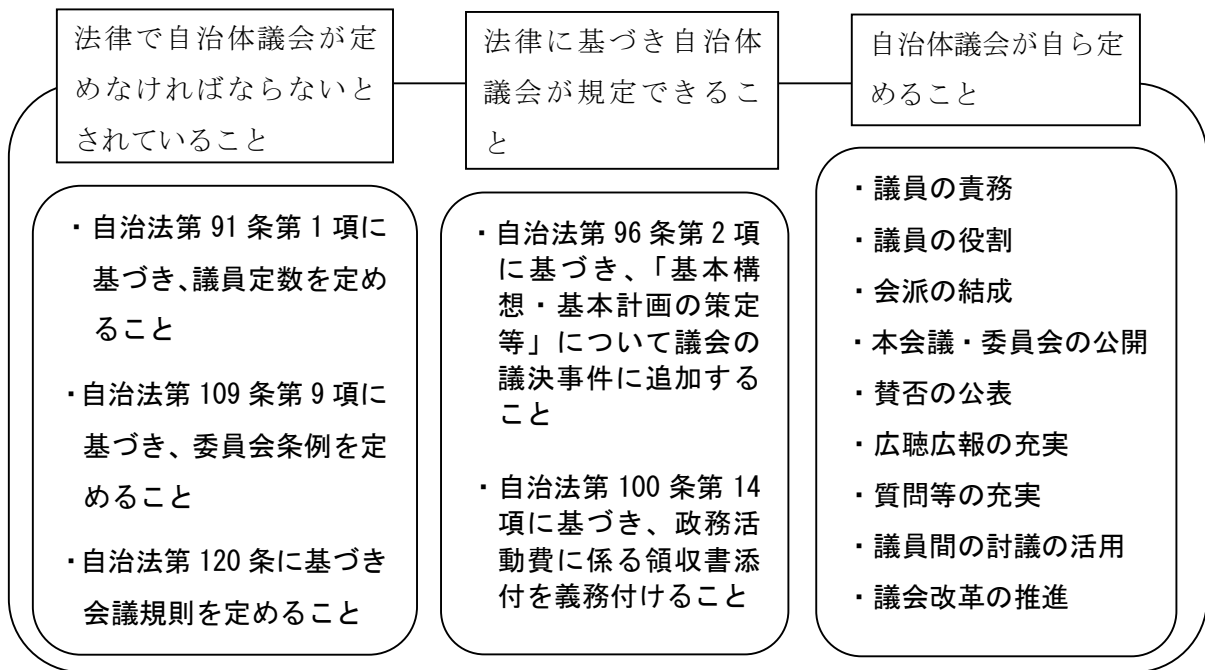
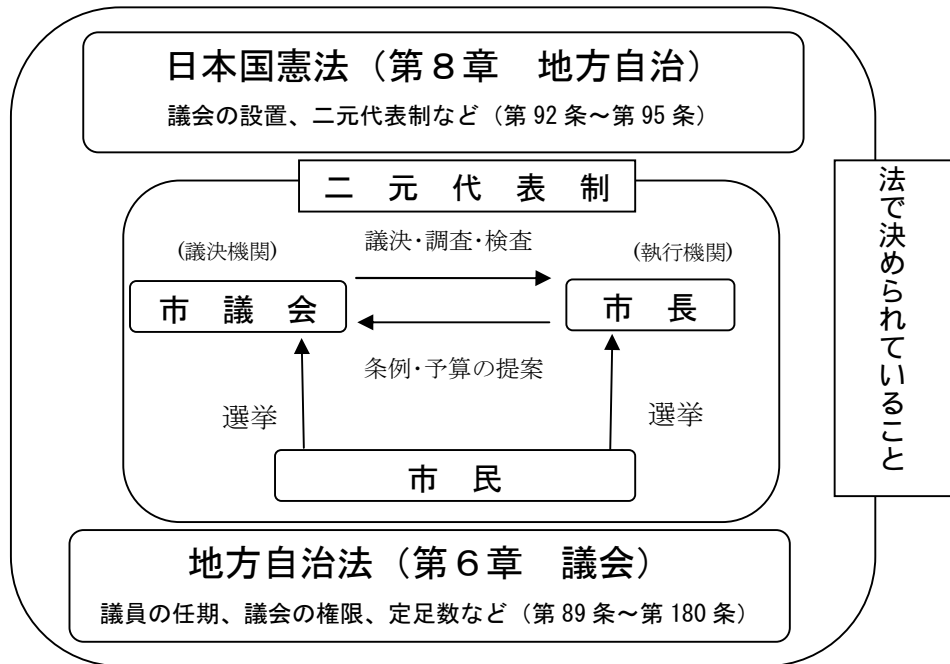
平成26年5月19日

浜松市議会

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 議会基本条例のイメージ | 2 |
| 前文 | 3 |
| 第1章 総則（第1条～第3条） | 4 |
| 第2章 議員の責務及び役割等（第4条～第7条） | 5 |
| 第3章 市民と議会との関係（第8条～第12条） | 7 |
| 第4章 市長等と議会との関係（第13条～第15条） | 9 |
| 第5章 議会運営の原則等（第16条～第18条） | 9 |
| 第6章 議会改革の推進（第19条） | 10 |
| 第7章 議会の機能強化（第20条・第21条） | 11 |
| 第8章 雑則（第22条・第23条） | 12 |

議会基本条例制定のイメージ



継続的に議会改革を行い、市民の負託に的確にこたえるため、

浜松市議会基本条例

を制定します。

浜松市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 議員の責務及び役割等（第4条―第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条―第12条）

第4章 市長等と議会との関係（第13条―第15条）

第5章 議会運営の原則等（第16条―第18条）

第6章 議会改革の推進（第19条）

第7章 議会の機能強化（第20条・第21条）

第8章 雑則（第22条・第23条）

附則

前文

近年、地方分権改革の進展により、地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地域自らの責任と決定によるまちづくりが求められることとなり、地方自治を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本市は、平成17年の12市町村の合併を経て、平成19年には政令指定都市へ移行したが、合併により都市部だけでなく、中山間地の対策など様々な視点から行政を進める、いわば国土縮図型の都市となった。

このため、市民が市長及び議員を直接選挙するという二代表制の一翼を担う市議会としても、様々な地域課題の解決に向け、議会の果たすべき責務及び役割はますます増大してきている。

本市議会においても、議会の効率的・効果的運営に係る議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、真の地方自治の実現を目指すためには、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるとともに、市民に開かれ、信頼される議会の構築に一層努めなければならない。

そのためには、市長及びその他の執行機関との立場や機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮する必要がある。

ここに、本市議会は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等の本市議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の視点に立って、市民の負託に的確にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

趣旨

前文は、政令指定都市である浜松市の現状を踏まえ、浜松市議会の進むべき方向を再度確認し、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等について規定しています。

○解説

近年、地方分権社会への転換が進められ、地方公共団体の権限が増加するとともに、市政課題は複雑高度化しています。これに伴い、地方議会の役割も年々その重要さが増しています。こうした中、本市議会が、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、その果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、これまでの伝統を重んじながら、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。

このような認識の下、本市議会では、法に基づく全国一律のルールに加えて、本市議会としての取り組みの充実を継続して模索していくための基礎となる独自の規範を作り上げる必要があると考え、このたび浜松市議会基本条例を制定しました。

この前文は、こうした条例の制定の背景や経緯について触れるとともに、この条例の内容を市民と共有することを通して、市民の負託に的確にこたえる議会のあり方を常に追求し、市民福祉の増進と市勢の発展に寄与するという本市議会の決意を述べています。

○用語

国土縮図型の都市…都市的機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊的農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして広大な森林を擁する中山間地域などといった多様な地域を併せ持つ都市のこと。

二元代表制…日本国憲法では、地方公共団体の執行機関としての市長と議決機関としての議会の議員を共に市民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図りながら、自治体を運営するという、いわゆる「二元代表制」を採用しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

○趣旨

本条は、この条例を制定する目的について規定しています。

○解説

前文において掲げた議会の決意等を踏まえ、これまで明文化されていなかった議会の基本理念を明確にするとともに、議員の責務や役割等の議会に関する基本的事項を定め、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の増進と市勢の発展に寄与することを最終的な目的として定めています。

○用語

市民…浜松市内に住所を有する者（地方自治法上の市町村の住民）のこと。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議決機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の実現を目指すものとする。

○趣旨

本条は、議会の役割と議員の責務に関する基本的な考え方について規定しています。

○解説

議会は、議決機関であり、執行機関に対する監視機関であり、また政策立案機能を有する機関でもあります。

本市議会は、その責務と役割を果たすために、市民の意見を踏まえ、公正な議論を尽くし、真の地方自治を実現することを目指します。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (2) 市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行を監視し、及び評価する機能を強化すること。
- (3) 市民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関する市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させること。
- (5) 地方分権の進展に対応した新たな議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

○趣旨

本条は、第2条の基本理念にのっとり、議会活動を行う上での基となる基本方針を定め、議決機関として担う議会の役割について規定しています。

○解説

(1) は、地方自治法で定められている議会の権限をもって、議案の審議等を行い、本市の意思決定を行うとともに、市政について政策立案・提言することを、(2) は、市長等の事務執行の監視・評価を行うことを、(3) は、会議の傍聴、公聴会、参考人の制度など議会に関わることができる諸制度について、市民に開かれた議会運営を行いながら、市民への説明責任を果たすことを、(4) は、様々な広聴手段を活用して市民の多様な意見を把握した上で、議論等を行い、市政に反映させるために意思決定を行うことを、(5) は、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、果たすべき機能を最大限に発揮するためには、自らの改革に継続的に取り組むことを定めています。

第2章 議員の責務及び役割等

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の代表として、常に市民全体の利益を考え、市政の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて市民の負託にこたえる責務を有する。

○趣旨

本条は、市民の代表者として、市民から負託を受けた議員の責務について規定しています。

○解説

市民の代表者として、市民から負託を受けた議員は、市民の様々な意見を適宜的確に把握し、広く情報収集を行い、何が市民全体の利益となるのかを見定めながら、その職務を行わなければならないという議員としての基本的な責務を定めています。

(議員の役割)

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）において、審議及び審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (2) 市政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 市政について、市民に説明すること。
- (4) 市民との意見交換等により市政に関する市民の意思を把握すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、不断の研さんに努め、資質の向上を図るものとする。

○趣旨

本条は、第4条の議員の責務を果たすための議員の主な役割について規定しています。

○解説

議員は、本会議、委員会に出席して、本市の意思決定に参画し、議案の審議等を行うとともに、市民の多様な意見を的確に把握し、市政の課題に関する調査研究を通じて、必要に応じ議案を提出することなどを定めています。

(政治倫理)

第6条 議員は、市民の負託により、市政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理の保持が課せられていることを深く認識し、市民の代表者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

○趣旨

本条は、議員の政治倫理の向上と確立について規定しています。

○解説

議員の政治倫理については、市民から強く求められていることであるため、法令遵守はもとより市民の負託に値する高い政治倫理の向上と確立に努める旨を定めています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に遂行するために、政策を中心とした同一の理念を共有する者で会派を結成することができる。

2 会派は、所属する議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

○趣旨

本条は、議会活動を円滑に遂行するため結成する会派について規定しています。

○解説

本条において、議員は、議会活動を円滑に遂行するため、政策を中心とした同一の理念を共有する者で会派を結成することができることを、また、会派は、所属する議員の活動を支援するとともに、政策立案や政策提言のために調査研究を行い、議会の意思決定を行う上で、必要に応じて、会派の代表者により会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を行うことを定めています。

第3章 市民と議会との関係

(市民の意思反映及び参加確保)

第8条 議会は、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映させるため、次に掲げる方法により、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

(1) 議会運営に当たり、参考人及び公聴会の制度を活用すること。

(2) 請願及び陳情等は、市民による政策提案としてとらえ、誠実に対処すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要に応じて市民に係る多様な行政課題を広く把握すること。

○趣旨

本条は、より開かれた議会を目指し、議会に関する市民参加を確保するため、市民意見の把握、請願や陳情の位置付け等について規定しています。

○解説

第3条の議会の基本方針に基づいた議会活動を行うためには、より広範な市民の意見を的確に把握し、より開かれた議会にしていくことが必要です。

そこで、法令上市民が議会に関わることのできる諸制度を活用して市民の多様な意見を把握し、的確に議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努力していくことを定めています。

○用語

参考人制度…議会が利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて意見を聴取する制度。

公聴会…議会が重要な案件や住民の権利義務に大きな影響がある案件を審議・審査する場合に、

利害関係者や学識経験者等の意見を聞くために開催する会議のこと。

(議会の説明責任)

第9条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

○趣旨

本条では、市民に対する説明責任について規定しています。

○解説

議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために、議会運営についての情報を公表するとともに、議会活動についての情報を広く市民に公開することを定めています。

(本会議及び委員会の公開等)

第10条 議会は、本会議及び委員会を原則として公開し、多様な意思決定過程を市民に対して明らかにするよう努めるとともに、議案等に対する賛否を公表するものとする。

(議会活動に関する資料の公開)

第11条 議会は、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）によるほか、積極的に議会活動に関する資料を公開するものとする。

○趣旨

第10条は、本会議、委員会の公開について、第11条は、議会活動に関する資料の公開について規定しています。

○解説

第10条は、市民が議会の審議等の過程を知ることができるよう、会議の傍聴、インターネット中継など様々な方法により、会議を公開するとともに、議案等に対する賛成・反対の意見について公表することを、第11条は、議会活動に関する資料を浜松市情報公開条例による公文書の公開のほか、積極的に議会活動に関する資料を公開することを定めています。

(広報及び広聴の充実)

第12条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用し、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

○趣旨

本条は、広報及び広聴の充実について規定しています。

○解説

市民が市政について知ることができるよう、広報紙、インターネット中継など多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を広く知らせるとともに、より広範な市民の意見を聴くよう、市民と議会との接点として広聴活動の充実に努めることを定めています。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第13条 議会は、二代表制の下、市長等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である市民福祉の増進及び市勢の発展のために努めるものとする。

○趣旨

本条は、議会と市長等との関係の基本原則について規定しています。

○解説

議会は、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持しながら、市民福祉の増進、市勢の発展という同じ目標のために努力していくことを定めています。

(監視及び評価)

第14条 議会は、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、市長等に対し、適切な措置又は対応を講じるよう要請するものとする。

○趣旨

本条は、第13条の議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、議会による市長等の事務執行の監視及び評価について規定しています。

○解説

議会は、二代表制の一翼を担う議決機関として、議決権、検査権、監査請求権、調査権など、多くの権限を持っています。議会が持つこれらの機能を強化し、これまで以上に市長等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その政策の効果及び成果について評価し、市長等に対し適切な措置を講じるよう要請することを定めています。

(政策立案及び政策提言)

第15条 議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び市長等に対する政策提言を行うものとする。

○趣旨

本条は、第13条の議会と市長等との関係の基本原則を踏まえ、議会が市長等に対し政策の立案・提言を行っていくことについて規定しています。

○解説

議会は、市政に対する政策立案や提言を行っていくことを定めています。

第5章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第16条 議会は、議決機関としての責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。

2 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

○趣旨

本条は、議会運営の原則について規定しています。

○解説

議会は、公正かつ透明な運営に努め、円滑かつ効率的な運営に努めていくことを定めています。

(質問等の充実)

第17条 議員は、本会議及び委員会において質問又は質疑を行うに当たっては、第4条に規定する議員の責務を自覚し、その内容及び方法の充実に努めるものとする。

○趣旨

本条は、質問、質疑を行う場合の基本的な考え方について規定しています。

○解説

議員は、市民の代表として常に市民全体の利益を考え、論点を明確にして質問や質疑を行い、市民にとって分かりやすく効果的なものとなるよう、内容や方法について充実したものとするよう努めることを定めています。

(議員間の討議)

第18条 委員会は、議員相互間の討議を積極的に活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

○趣旨

本条は、委員会において、議員相互間の積極的な討議に努め、議会の権能を発揮することについて規定しています。

○解説

議会がその権能を発揮するため、会議に付された事件について、議員が論点を明確にした上で、その適否について意見を述べ合い、最も妥当な結論を導いていくよう、議員相互間の討議に努めていくことを定めています。

第6章 議会改革の推進

第19条 議会は、地方分権の進展等議会を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革の推進に関し協議又は調整を行うための組織を設置することができる。

○趣旨

本条は、継続的に議会改革の推進に取り組むことについて規定しています。

○解説

議会は、社会環境等の変化により新たに生じる市政の課題等に適切かつ迅速に対応する必要があります。また、本会議や委員会の運営、各種連絡等をより効率的、効果的に行う必要もあることから、継続的な議会の改革に取り組むこと、また、議会が必要と認めるときは、議員で構成する検討組織を設置することができることを定めています。

第7章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第20条 議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能の強化に努めるものとする。

○趣旨

本条は、議会の機能強化について規定しています。

○解説

議会は、二元代表制の一翼を担う議決機関として、これまで以上に市長等の事務の執行を監視し、政策の効果をより適切に評価し、議会からの政策立案や政策提言を効果的に行うため、議会が持つ機能を強化するよう努めることを定めています。

(議会事務局)

第21条 議会は、議会の政策立案等に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講じるものとする。

○趣旨

本条は、議会事務局の機能強化について規定しています。

○解説

本市議会では、浜松市議会事務局条例等に基づき、議会事務局を設置し、議長の指揮監督のもとで事務局長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務を行っています。

二元代表制の一翼を担う議会は、その政策立案、政策提言能力を向上させ、その機能をより一層充実させることが求められており、議会の庶務的業務や議長及び議員の職務を補助する組織として設置された議会事務局の役割も増大しています。このため、議会事務局も従来の庶務的機能や補助的機能、さらには調査や政策法務等の機能の充実を図り、体制を強化することが必要となります。

第8章 雑則

(他の条例等との関係)

第22条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

○趣旨

本条は、この条例と浜松市議会に関する他の条例や規則などとの関係について規定しています。

○解説

本条は、この条例が浜松市議会の基本となる条例であることを踏まえ、浜松市議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合には、この条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

(条例の見直し)

第23条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

○趣旨

本条は、この条例の施行の状況についての検討を加え、必要に応じて条例の見直しを行うことについて規定しています。

○解説

議会は、社会情勢の変化や市民から寄せられる意見等を踏まえ、この条例の施行の状況を把握、検討していくことや、議会改革の推進のために、必要に応じて、条例の見直しを行うことが大切であることを示しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年5月19日浜松市条例第46号)